

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和8年5月22日（金） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時15分	
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	11名 27名
欠席委員	都築 英治委員、神谷 孝雄委員、加藤 公健委員、 黒田 清吾推進委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	横手事務局長、石原係長、岩月専門主査、大橋主事、兵藤主事補、 青山	
議事録署名者	10 太田 千尋 委員 12 岩瀬 正則 委員	

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は10番 太田 千尋委員 12番 岩瀬 正則委員

また、欠席者は 4番 神谷 孝雄委員 7番 都築 英治委員

13番 加藤 公健委員 2番 黒田 清吾推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第17号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

日程第1 第17号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号26番から29番の4件です。

申請内容は、所有権移転をするものが3件、賃貸借権を設定するものが1件です。

受人の理由は、農業経営規模の拡大をするためが2件、農耕に精進するためが2件です。

渡人の理由は、相手方の要望によるためが1件、農地を管理することが困難なためが3件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第18号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び日程第3 第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

なお、この議案では、私に関する事項がございますので、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後私が退席し審議しますのでご承知おきくだ

さい。

上記の議題について岩月専門主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第18号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号5番と6番の2件で、転用用途は農業用施設が2件です。

続きまして、日程第3第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号33番から39番までの7件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が2件、資材置場が1件、駐車場が2件、農業用施設が2件です。お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以上の案件について、受付番号34番の資材置場、38番及び39番の農業用施設の位置図を載せていますので場所をご確認ください。

個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、5月14日(木)に菱田政量委員と杉浦和彦委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき「議事参与の制限」を受けるものから審議します。

それでは、私に関係する事項について審議いたします。よって、議事参与の制限の対象が議長でありますので、職務代理者の14番、太田良子委員に議長を交代し、私は退席をいたします。では、太田委員よろしく申し上げます。

それでは、林茂樹委員に関係する事項は、第19号議案書の3ページ目、受付番号38及び39の案件です。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

では、これより再び議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、私に関係する事項を除く案件について審議いたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第20号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

今回の申請は、受付番号2番の1件です。内容の審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第21号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案について及び日程第6 第22号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

上記の議題について兵藤主事補から次のとおり説明があった。

それでは、日程第5 第21号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1 ページ目の令和8年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）の実施総括表をご覧ください。新規に利用権を設定する面積が、4,614㎡です。2 ページ目及び3 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いたします。

続きまして、日程第6 第22号議案 農地中間管理事業の推進に関する法

律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1ページ目の令和8年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域内）の実施総括表をご覧ください。期間満了による更新・再貸付の面積が、3,499㎡です。2ページ目及び3ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日、農用地利用集積等促進計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構へ書類を提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第7 報告第5号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号15番から18番の4件です。転用の事由としましては、住宅の建築が4件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号59番から60番の2件です。解約事由別にみますと、売却するためが2件です。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号4番の1件です。申請地は20年以上前から宅地として一体利用されています。

最後に、農地改良届出についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号2番の1件です。変更事由としましては、田畑転換が1件です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について石原係長から次のとおり説明があった。

1 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見に対する回答について

資料といたしましては、別添資料としてお配りした、表紙に「回答書」とある冊子と、定例会資料の1ページから始まる資料1の2種類でございます。本来であれば、別添資料の回答書の全文をもってお伝え申し上げるところであります。全てをお伝えするには相当な時間を要しますので、回答内容を要約した資料1を元にご報告いたします。

では、定例会資料の1、1ページをご覧ください。

改めてですが、今回の意見書とは、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、農地等利用最適化推進施策の改善について提出する意見書のことです。

農業委員会から提出した意見書ですが、大きく3点の提案をしました。1つ目は、「遊休農地等の発生防止と解消」について、2つ目は「農地利用の集積と集約化」について、3つ目は「新規参入等の促進」についてです。

去る3月12日に、市長に提出いたしましたところ、5月18日付けでこれに対する回答が市長からございました。

これらの提案及び回答を要約したものを、2ページから4ページまでに記載させていただいております。この場では、かいつまんでお伝えいたしますのでご了承ください。

まず、2ページですが、こちらは、「1 遊休農地等の発生防止と解消」に係る内容でございます。

(1) 農地情報の管理については、農地マッチング制度の周知徹底と更なる改良・充実などを提案しております。

(2) 不耕作地の活用については、不耕作地を市民農園や新規就農者の入り口として活用することについて提案をいたしました。これに対しては、回答の最後の段落のところですが、「今後はオンライン地図サービスを活用し、対象農地をより検索しやすくしたり、農地パトロール時の指導文書に各制度のチラシを同封するなど、利便性向上と周知に努める。」という回答でございます。

(3) 不耕作地や法面の管理については、「高齢化等により借り手が見つからない農地等が増える中、担い手農家や農用地利用改善組合等による不耕作地の管理への支援を検討すること。」という提案をいたしました。これに対して、「管理困難な農地等の増加は重い課題である。多面的機能支払交付金を活用した地域ぐるみの共同活動への支援を継続するとともに、担い手や改善組合が受託管理を行う際の支援のあり方について、引き続き調査研究を進めていく。」という回答でございます。

続いて、「2 農地利用の集積・集約化」に係る内容でございます。

(1) 農地利用の集積・集約化については、農振除外審査における「地域計画の達成への支障」の厳格な審査、市の土地利用計画策定時の事前周知、民間開

発者による担い手農家等との十分な事前協議の実施を促すことなどの提案をいたしました。これに対して、3ページに移りますが、「農業振興と都市開発の調和は重要である。農振除外審査に際しては改正法に基づき、地域計画の達成に支障がないか厳格に審査し、地域計画に定めた将来の地域農業の姿の実現に努める。各種計画の策定にあたっては関係団体との早期協議に努め、民間開発に対しても、計画段階から担い手への説明と地域の理解を得るよう強く指導していく。」という回答でございます。

(2) 地域計画の推進については、「農業者と関係機関が一体となった見直し、目標地図に位置づけられた農地の農業利用優先、話し合いの場への継続的な支援と運用の見直しを行うこと。」という提案をいたしました。これに対して、「地域計画の実効性を担保するため、農用地利用改善組合等に対し丁寧な説明を行い、話し合いを実施した組合には『地域計画補助事業』による補助を継続する。目標地図内の農地で開発相談があった場合は区域外への誘導を原則とし、やむを得ない場合も地域への十分な説明と合意形成を指導する。」という回答でございます。

(3) 農地の多面的機能の啓発については、「自然災害の被害軽減機能や環境保全など、農地が持つ多面的機能の重要性について、市民への啓発と周知を図ること。」という提案に対しては、「多面的機能は市民共通の財産である。ウェブサイトや広報、町内会回覧での周知に加え、水田貯留米を市内全小中学校の給食へ提供するなど、若い世代にもその重要性を認識してもらう取組を継続するとともに効果的な取組を検討していく。」という回答でございます。

(4) 農業基盤の保全及び整備については、老朽化した排水路等の長寿命化や担い手への集積に資する土地改良事業を推進することなどについて提案いたしました。これに対して、「規模に応じ、小規模なものは多面的機能支払交付金を活用した地域組織への依頼、中規模なものは県補助金等を活用した市・安城土地改良区による整備を計画的に進める。大規模な改修が必要な場合は、地元の合意形成を前提には場整備を検討し、農地の大区画化とともに基盤整備を推進していく。」という回答でございます。

次に、4ページに移ります。こちらは、「3 新規参入等の促進」に係る内容でございます。

(1) 農業理解の促進・情報発信については、地産地消や食育の推進についての提案に対して、「SNS等を活用し、若年層や新規就農希望者に響く視覚的なコンテンツを配信して本市農業を身近に感じてもらえるよう努める。また、安城産のお米の給食利用や、学校での栽培体験、市民団体の食育活動支援を継続し、農業と食のつながりへの理解を促進する。」という回答でございます。

(2) 関係機関との連携については、就農相談窓口や研修・指導体制の充実

などの提案に対して、「毎月の定例会議を通じてＪＡや県と情報を共有している。関係機関が一体となり、研修から農地提供、補助金申請支援まで一貫したサポート体制を維持し、担い手確保に取り組んでいく。」という回答でございます。

(3) 他産業との連携については、スマート農業推進、ブランド作物の育成、販路拡大や高付加価値化の推進等についての提案に対して、「ＩＣＴ産業との連携による最新技術の導入支援や、地元企業の技術活用、スタートアップ企業との連携によるイノベーション創出を検討する。また、公民連携によるブランド化の調査研究や、ららぽーと安城での特産品フェア等の販路拡大策を進めていく。」という回答でございます。

(4) 経営支援については、資材高騰等に対する支援などの提案に対して、「資材高騰は深刻な問題と認識している。国・県の動向を注視しつつ必要な支援を検討するとともに、スマート農業による効率化など、中長期的な経営安定に向けた支援策を並行して推進する。」という回答でございます。

以上、回答の概要をお伝えいたしました。皆様には、後ほど全文の方もお読みいただきたいと思っております。ご不明な点等につきましては、事務局へお問い合わせください。

なお、回答書の全文につきましては、市のウェブサイトに掲載させていただきますので、よろしく申し上げます。

この件については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 令和7年度最適化活動の推進の実施状況等について

5 ページ、資料2をご覧ください。これは、農業委員会による最適化活動の推進等について、国が定める統一された様式により、活動の目標を設定し、また、活動に対する点検・評価を実施するものでございます。今回、協議事項としておりますのは、令和7年度の活動の実施状況等であり、結果報告となりますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

では内容に移ります。まず、5 ページについては、令和7年4月現在の農業委員会の状況を各種統計資料などに基づいて記載してございます。

次に6 ページの「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の「1 最適化活動の成果目標」につきましては、「①現状及び課題」と「②目標」に対して、「③実績」に令和7年度の実績を記載しております。

③の実績のうち、3行目にあります「目標に対する達成状況」は98.7%でございました。これは、②目標で定めた「今年度末の集積率」69.0%に対する達成率を示しています。目標には届きませんでした。が、「農業委員会の点検結

果」として、昨年度同様「目標の集積率には至らなかったが、JAの協力もあり、着実に農地の集積面積は増えている。」としております。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消については、対象がございませんので数値の記載はしておりません。7ページ中段あたりの「農業委員会の点検結果」として「農地の利用状況調査等の実施により、遊休農地につながる不耕作地等の所有者に指導し、遊休農地の発生を防止することができている。」と記載しています。

次に(3)新規参入の促進についてですが、8ページの③実績のうち、3行目にあります「目標に対する達成状況」66.7%でございました。これは7ページの②目標で定めた1.2haに対する達成率を示しています。

なお、ここでいう「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積」とは、農地マッチング制度に令和7年度中に新たに貸付希望農地として台帳に掲載した農地面積を記載しております。

8ページの、農業委員会の点検結果として「目標の面積には至らなかったが、主に畑や樹園地に係る担い手不足の解消や新規参入者の参入促進を実施するために、農地所有者から同意を得た農地情報の提供ができている。」としております。

次に、8ページ中段からは、「2 最適化活動の活動目標」でございまして。「①目標」に対して、新たに「②実績」を記載しております。

まず、「(2)活動強化月間の設定」に係る実績については、目標どおり実施できております。

次に9ページ「(3)新規参入相談会への参加」に係る実績については、目標どおり実施できなかったため、0回としております。

以上を踏まえまして、農業委員会の成果目標、活動目標の点検・評価をした結果、目標の達成状況の評語としては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。

次に、9ページの下段、「推進委員等の点検・評価結果」です。

こちらにつきましては、皆さんの活動日数目標等に対する達成状況に応じて分類しております。分類として「期待を大幅に上回る結果が得られた」から「期待をやや下回る結果となった」までがありまして、皆さんの活動記録をもとに活動日数を集計しておりますので、その差が分類に反映したとご理解いただきたいと思います。なお、令和7年度の活動日数を集計しましたところ、平均として約5日でございました。

最後に10ページですが、「Ⅲ 事務の実施状況」では、農業委員会の会議の開催実績、農地法第3条の許可実績等を記載しております。

本日ご承認をいただきましたら、令和7年度最適化活動の推進の実施状況

等を市の公式ウェブサイトで公開をし、県へ提出したいと考えております。

なお、県へ提出した後、県からの指示等により、記載内容について若干の修正がある可能性があります。大きな修正は想定していませんが、書きぶりについて少し修正を加えさせていただくことがあるかもしれませんので、その点についてご了承いただければと思います。

この件について、説明は以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

3 生産緑地の買取希望者の調査依頼について

11ページ、資料3をご覧ください。市の都市計画課に買取り申出のあった生産緑地で、公共施設用地として市及び関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件がございました。この申出案件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、耕作を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。申出のあった生産緑地は、●●地内の2筆で、面積は795㎡、買取希望価格は約●●円と伺っております。所在地は12ページに示しております。この件につきまして、農業従事のための買取り希望者がいらっしゃいましたら、6月15日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について石原係長から次のとおり説明があった。

1 前期粘土採掘場の現地調査について

13ページ、資料4をご覧ください。この現地調査というのは、粘土採掘現場における事故防止や、適切な現場管理が行われているかなどを確認することを目的としまして、毎年、春と秋に実施しているものです。今回は、6月4日(木)に実施する予定をしており、調査箇所数は、14か所、総面積で87,000㎡余りでございます。調査員としましては、推進委員3名、事務局3名、愛知県職員2名、西三河粘土推進の会より2名の合計10名を予定しております。推進委員には、岡田恵司推進委員、日高広勝推進委員、杉山義和推進委員の3名に方に、既に事務局担当からその旨のお願いをさせていただいております。

次に、調査事項といたしましては、「5」のところにありますように、工事期間、道路・水路の保全状況、災害防止対策の実施状況などがございます。調査終

了後は、参加された推進委員、愛知県、事務局で結果を分析いたしまして、問題があると判断した場合には、施工事業者には是正を求めていくこととなります。その結果につきましては、後日の定例会にて報告をさせていただきます。

2 全国農業委員会会長大会及び研修会について

6月2日（水）に、全国農業委員会会長大会が東京都の文京シビックホールで開催されますので、会長にご出席いただき、事務局は私、石原が随行させていただきます。また、同日に地元選出国會議員等との意見交換を行い、翌日3日には、現地研修会が予定されております。

3 女性農業者のつどいについて

6月9日（火）に、へきしんギャラクシープラザで開催されます。女性農業者のつどいは、女性農業委員の皆様が主体となり、女性農業者の情報交流を目的として開催しております。今年は（株）ヤクルトマーケティング東海の方に講師として来ていただき「美肌セミナー」を開催していただき、その後意見交換会を実施予定です。

4 配布物

今年度の職員名簿と、のうねん5月号をお配りいたしました。

5 次回予定

今回は、25期農業委員会の最後の定例会となりますので、定例会後の懇親会を予定しております。開始時間が通常と異なりますのでご注意ください。

午後3時から第9会議室で運営委員会を、午後4時から第10会議室で定例会を開催する予定でございます。その後、午後5時30分から「鯛常分店」にて懇親会を開催しますので、ご出席くださいますようお願いいたします。なお、懇親会を欠席される場合は、6月15日（月）までに事務局へご連絡いただきますようお願いいたします。

また、委員の改選に伴いまして、一旦タブレットを回収させていただきますので、ご持参くださいますようお願いいたします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時15分、議長は閉会を宣する。